# ガソリン吹きこぼれに関する実態調査報告書

2006年7月

石油連盟
全国石油商業組合連合会
社団法人日本自動車工業会
日本ガソリン計量機工業会

# ガソリン吹きこぼれに関する実態調査報告書

2005年7月にセルフ給油所におけるガソリン吹きこぼれの問題が提起されたことを受け、石油連盟（以下・石連）・全国石油商業組合連合会（以下・全石連）・社団法人日本自動車工業会（以下・自工会）ならびに日本ガソリン計量機工業会（以下・計工会）の関係4団体で、今後の対応策等について協議した。その結果、まず実態をより詳細に把握するため、セルフ給油所500ヶ所ならびにフル給油所5，000ヶ所に対し昨年12月に実態調査を行い、セルフ給油所440件（88%）、フル給油所2，015件（40．3%）から回答を得た。

実態調査結果の概要は次の通り

1．吹きこぼれの実態

調査の結果、最近1年間で、セルフ給油所の95．5%、フル給油所の77．6%で「吹きこぼれが発生したことがある」との回答であった。発生頻度はまちまちであるが、多くの給油所でガソリン吹きこぼれの実態があることが判明した。

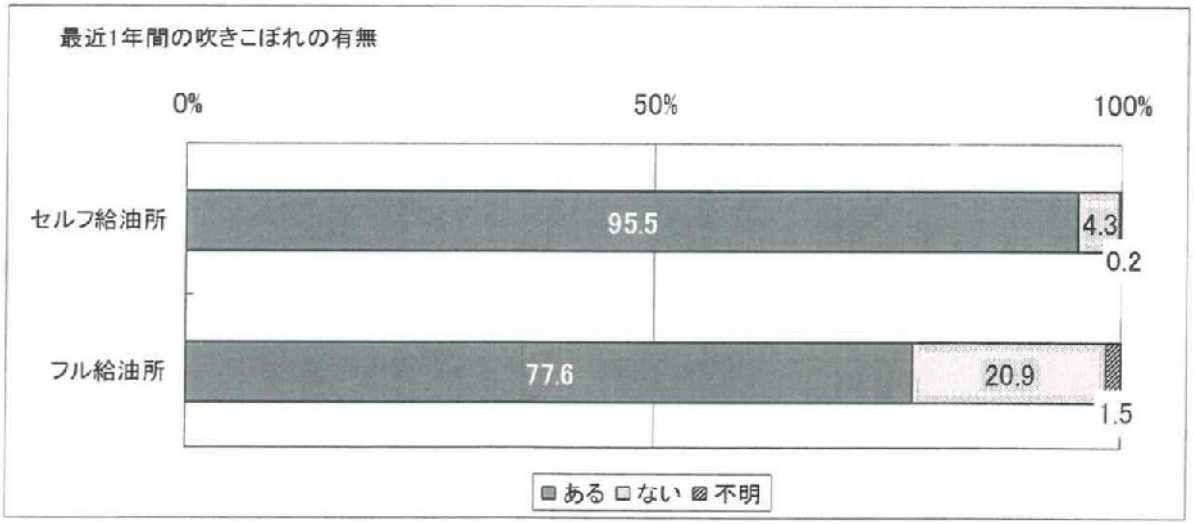


フル給油所においては、従業員が業務経験上、給油ノズルと小型車や外車の一部車種との適合性に問題となる場合があることを認識しており、給油ノズルの引き具合を全開にしない等、流量を調節し、吹きこぼれが生じないよう注意して給油を行っている実態が見られた。

セルフ給油所では、計量機操作面に、「お車の構造によっては、ガソリンが吹きこぼれやすい場合がありますので、十分注意して下さい」等、給油方法について注意喚起する

ステッカーを貼付しているが、ほとんどの場合少量とはいえ多くの給油所で吹きこぼれの実態があることから、吹きこぼれ現象やその対処法がドライバー等に十分に浸透しているとは言い難いといえる。

2. セルフ給油所における吹きこぼれの原因の推定

吹きこぼれの原因については、「給油方法、注意事項についての周知不足」(97.6%)、「給油ノズルと自動車の燃料タンクや給油口の形状等との関係」(79.5%)、「給油ノズルの不具合」(58.3%)、と推定する回答が多かった。

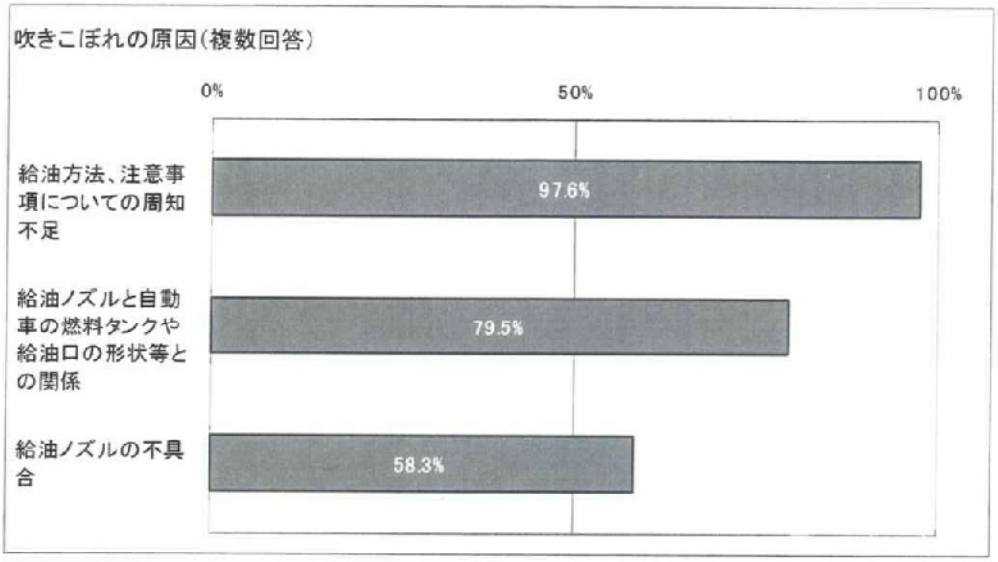


①「給油方法、注意事項についての周知不足」とした回答のうち、最も多かった理由は、「オートストップ後の継ぎ足し給油をしていた」(74.6%)であった。オートストップ後の継ぎ足しについては、給油所店頭において必要以上の給油を行わないよう注意喚起を行っているが、給油時の慣行として頻繁に行われている模様である。

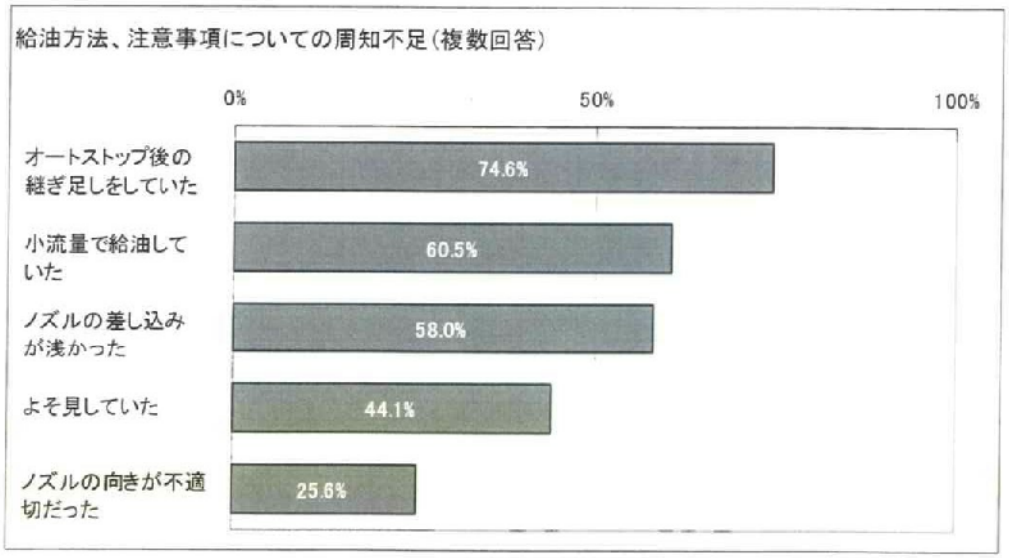

②「給油ノズルと自動車の燃料タンクや給油口の形状等との関係」とした回答のうち最も多かった理由は、「オートストッパーが頻繁に作動した」(61．6%)であった。フル給油所においても、「オートストッパーが頻繁に作動した」との回答が多かった。

このため、必要量が入る前にオートストップが効いてしまう原因に関連して、給油ノズルと自動車の給油口の適合性について調査・研究を行う必要があると思われる。

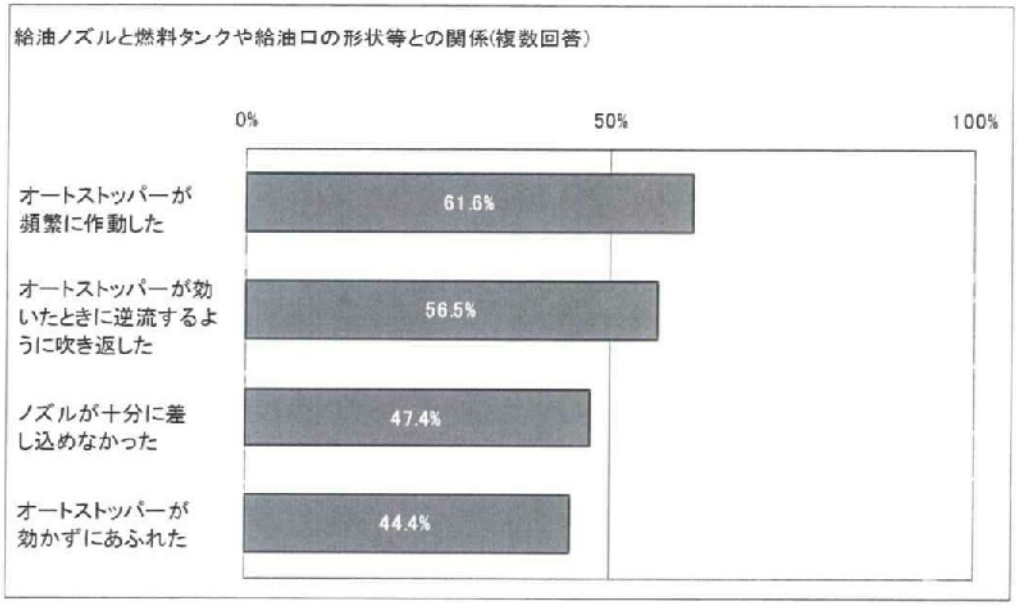


③「給油ノズルの不具合」とした回答のうち、最も多かった理由は、「オートストッパーが作動しなかった」(70．5%)であった。オートストッパーの作動に影響を与えるノズル先端部の形状については、特にセルフ給油所の場合、ドライバー等が誤ってノズルを落とし破損していることも考えられるため、日常点検を励行する必要がある。

今回の実態調査では、多くの給油所(75．9%)が給油ノズルの日常点検を実施していたが、実施していない給油所も24．1%あることが分かった。

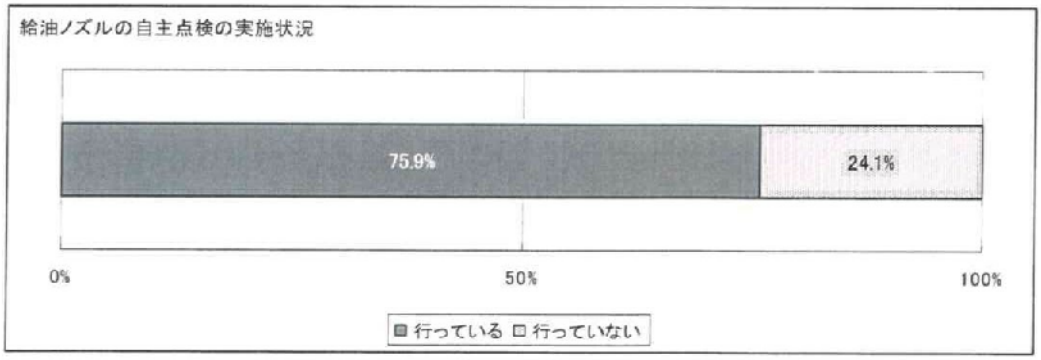

3．当面の対応策

本件関係4団体は、今回の実態調査の結果を踏まえ、速やかに次の措置を執ることにした。

①給油方法、注意事項についての周知不足について

ガソリン等計量機は、小流量の給油では構造上オートストッパーが効かないので、ドライバー等に対しこうした給油方法を取らないよう周知徹底を行う必要がある。

また、給油ノズルの適切な取扱方法などもあわせて周知徹底を行う必要がある。

因みに、今回の実態調査にあわせて計工会が行った「給油所における油吹きこぼれに関する調査報告書」によると、米国では給油ノズルに「継ぎ足し給油禁止」の注意書きが印刷されており、オートストッパーが作動したらそれ以上給油しない慣行が定着しているとされている。

（短期的対応・既販車対策）

1)全石連

＜消費者向け＞

セルフ給油所で継ぎ足し給油や小流量での給油を行わないよう給油方法についてホームページ、ポスター等で周知し、注意喚起する。

＜給油所向け＞

傘下セルフ給油所に対し、ドライバー等が継ぎ足し給油を行うことのないよう、ホームページ、機関紙及び組織指導等を通じて周知徹底を行う。

2)石連

＜消費者向け＞

セルフ給油所で継ぎ足し給油や小流量での給油を行わないよう給油方法についてホームページ、ポスター等で周知し、注意喚起する。

＜給油所向け＞

会員会社に対し、系列給油所においてドライバー等が継ぎ足し給油を行わないよう周知徹底を行う。

3)自工会

＜消費者向け＞

吹きこぼれ防止の観点から、継ぎ足し給油や小流量での給油を行わないよう、ホームページの「安全運転講座」および小冊子「セーフティカーライフ」で周知し、注意喚起する。

＜ディーラー向け＞

傘下ディーラーにおいても、上記自工会小冊子を準備し、店頭でも配布するよう要請する。

4)計工会

＜消費者向け＞

セルフ給油所での給油方法や継ぎ足し給油禁止について加盟各社のホームページ等で周知し、注意喚起する。

＜給油所向け＞

セルフ給油所の給油ホース部等に、給油方法に関する注意喚起のタグを取り付けるなど、新たな方法で注意喚起を行う。

※ 参考

総務省消防庁ではホームページ上で、セルフ給油に関する注意事項として「自動車の燃料タンクが満たされると、給油は自動的に停止しますので、そこで給油を停止して下さい（必要以上に給油しようとするとガソリンが給油口の外にはね出したり、漏洩するおそれがあります。）」との掲示を行っている。

（長期的対応・新車対策）

1)自工会

＜消費者向け＞

メーカー各社に対し、今後販売する自動車の取扱説明書の中に、セルフ給油所で給油する際は継ぎ足し給油を行わないよう注意を喚起する文言を順次記載するよう推奨している。

②給油ノズルと自動車の燃料タンクや給油口の形状等との関係について

給油ノズル形状と自動車給油口との適合性が悪い場合にオートストップが頻繁に作動することがあることから、技術的な視点から研究する必要がある。

（長期的対応・新車対策）

1)自工会

吹きこぼれの発生メカニズムの究明ならびに今後の防止策について、技術的な検討に着手した。

2)計工会

自工会と連携しノズルの形状、構造、給油口及びタンクの形状、構造等の情報交換を行い、それらの情報をもとにノズルの性能向上の研究、開発を行う。

③給油ノズルの不具合について

給油ノズル先端の損傷等によりオートストップが効かないケースが想定される。セルフ給油所においてはドライバー等が給油ノズルを落下させたりして先端を損傷した場合等、従業員が損傷に気づかないケースも考えられるため、日常点検を強化する必要がある。

（短期的対応・既販車対策）

1)全石連

＜消費者向け＞

ドライバー等に対し給油ノズルを落下させないようホームページ等で注意喚起を行う。

＜給油所向け＞

傘下セルフ給油所に対し、落下等による給油ノズル損傷、磨耗の有無について日常点検の励行を周知徹底する。

2)石連

＜消費者向け＞

ドライバー等に対し給油ノズルを落下させないようホームページ等で注意喚起を行う。

＜給油所向け＞

会員会社に対し、セルフ給油所の給油ノズル損傷、磨耗の有無について日常点検の励行を周知徹底する。

3)計工会

＜給油所向け＞

計量機メーカー各社は、セルフ給油所に対し、セルフ計量機点検シートを用いた日常点検の励行を周知徹底する。

計量機メーカーとセルフ給油所が契約して実施している定期点検項目に、ノズルの故障、ノズル筒先の磨耗等、吹きこぼれに直接つながる部分に関する項目を追加し、事故の事前防止に努める。

以　上

写

消防危第１８１号
平成１８年８月４日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長　殿

消防庁危険物保安室長

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における吹きこぼれ対策について

給油取扱所における給油中の燃料の吹きこぼれについては、先般、石油連盟、全国石油商業組合連合会、社団法人日本自動車工業会及び日本ガソリン計量機工業会の４団体において実態調査が行われ、７月２７日に調査結果及び安全対策を取りまとめた別添の「ガソリン吹きこぼれに関する実態調査報告書」が当庁に報告されたところです。

給油中に燃料の吹きこぼれが発生し、これに引火した場合には、給油作業を実施している人に被害が生ずることが予想されることから、吹きこぼれを防止することが必要です。

とりわけ、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（セルフスタンド）については、ガソリン等の危険物について十分な知識を有しない一般の顧客が自ら給油することから、特に吹きこぼれの防止について顧客に対する周知徹底を図ることが必要です。

このため、貴職におかれましては、下記事項について、セルフスタンドの関係者に周知徹底するとともに、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県管内市町村に対してもこの旨周知くださるようお願いします。

なお、自動車等の燃料タンクが満量となったときに給油を自動的に停止する機能の確保については、消防庁において早急に検討を行い、所要の対策を講じていくこととしていることを申し添えます。

記

1　顧客に対する適正な給油方法の周知について

固定給油設備に備えられている満量停止装置（オートストップ）は、流量が一定以下の場合又は給油ノズルを奥まで差し込まない場合には機能しないおそれのあることから、給油ノズルを奥まで差し込み、レバーを完全に握って給油するとともに、一度満量停止した場合に継ぎ足して給油しないよう、固定給油設備にこの旨を表示する等当該セルフスタンドを利用する顧客に周知すること。

2　給油ノズル等の維持管理について

満量停止装置をはじめとする給油の安全確保の装置等は、適正な維持管理が行われて初めて機能するものであることから、給油ノズル等について法定点検に加えて日常点検を行い、基準に適合したものであることを確認すること。また、変形等の異常があった場合には、速やかに使用を停止し、交換や修理を行うこと。